

参考資料集

平成25年9月) 中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

(社会教育主事の必置の必要性)

- 平成24年7月、全国市長会から、社会教育主事の必置義務の廃止の要望が提出されたが、社会教育行政が、今後とも地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境情勢を図っていくためには、社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましい

(社会教育主事資格の活用)

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能
 - ・ 首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化
 - ・ 社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築
- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要
- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に

平成29年8月) 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

(社会教育主事資格の活用について)

- 社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。
- 社会の各分野で社会教育主事有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるとともに、多様な社会教育関係者と共に学ぶことは、社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、今後、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れ
- 社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者については、「社会教育士(仮称)」の称号を付与することを検討(平成32年4月目途新制度に移行)

「社会教育士」創設までの主な議論②



平成30年2月28日公布) 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (平成30年文部科学省令第5号)

(社会教育士の称号付与の趣旨及び概要)

- 社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる

■ 社会教育主事講習等規程 (抄)

第8条第3項第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第3項第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

(社会教育士に期待される役割)

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

平成30年12月21日) 中央教育審議会答申 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

- (社会教育主事は) 「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- (社会教育士は) 環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

令和2年4月1日 (改正) 社会教育主事講習等規程の施行

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

(令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育人材に求められている役割（これまでの議論のまとめ）



人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

- (社会教育主事は)「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- (社会教育士は)環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)

- 公民館や地域学校協働活動推進員、学校教育における探究活動等への支援として社会教育士の活用促進、社会教育士をネットワーク化すること等による活躍機会の拡充
- 社会教育人材の量的な拡大や、様々な場面での社会教育士の配置・登用の促進
- 社会教育士の役割の明確化、社会教育士の称号付与要件など制度の在り方を含めた検討

次期教育振興基本計画について(令和5年3月8日中央教育審議会総会答申)

- オンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備
- デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデート
- 首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等の多様な人材が社会教育士の称号を取得
- 社会教育人材のネットワーク化等の促進



今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項・具体策)について(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料)

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践プラットフォーム」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・社会教育施設が連携して担うこととしている。
- 主に、以下の社会教育人材に関する事項について、中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討を行う。

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ・社会教育主事及び社会教育士の役割 | ・現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた講習・研修内容の見直し |
| ・社会教育主事講習受講要件の緩和・明確化 | ・受講者のニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大 |
| ・民間資格等による科目代替の検討 | ・社会教育主事講習・養成課程の修了証書の在り方 |
- 等

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・子ども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

様々な社会教育人材の活動・役割①

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
教育委員会	社会教育委員	社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱する。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問への意見、研究調査の実施、青少年教育に関する特定の事項についての助言と指導を行う。(R3 18,951人)
社会教育施設	公民館主事	社会教育法第27条に基づき、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる職員。多様化、高度化する地域住民の学習ニーズ等に的確に応えるべく、公民館事業の実施(講座の開設、展示会の開催等)に当たるほか、地域住民又は各種団体が、公民館の施設・設備を利用して各種の教育的事業・行事を実施するにあたり、その企画運営上の相談に応じる。社会教育主事任用資格を公民館主事任用のための資格要件としている地方公共団体もある。(R3 11,448人)
	司書	図書館法第4条、第13条に基づき、公立図書館におかれる専門的職員。図書館資料の収集、整理、保存、提供をはじめ、読書会等の開催、他の図書館などの社会教育施設や学校との連携・協力を行う。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。(R3 21,520人)
	学芸員	博物館法第4条に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。地域の文化資源の保存や展示を通じた地域振興などの役割も期待され、様々な主体との連携も求められている。(R3 9,036人(類似施設の学芸員も含む。))
学校	地域学校協働活動推進員	社会教育法第9条に基づき、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。(R5 13,144人 ※地域コーディネーターを含めた場合 R5 33,399人)
	学校司書	学校図書館法第6条に基づき、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くように努めることとされている。学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。(R2 24,392人)
	司書教諭	学校図書館法第5条に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置くこととされている。司書教諭は、学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画等の立案に従事するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。(発令学校数 R2 25,493校)
	地域連携担当教員	各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習・社会教育の観点から効果的・効率的に展開することを目的とする。学校と地域が連携した取組の充実、総合調整、情報収集に関することを業務として行う。(栃木県では指名に当たり、社会教育主事の資格を有する者を要件の一つとしている。)

様々な社会教育人材の活動・役割②

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
民間企業・団体	社会教育関係団体	PTAや子ども会など、社会教育法第10条に基づき、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。
	生涯学習コーディネーター	一般財団法人社会通信教育協会が主催する研修を修了し、認定を受けた者。コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与することを目的に養成。(R6 5,716人)
	民間企業	①企業のCSR事業の一環として、 <u>自社のノウハウや強みを活かしながら、少子高齢化、過疎化などの地域課題や行政ニーズに応える活動を実施。</u> ②民間教育事業者においても、 <u>行政機関と連携して、社会教育施設等における教育機会を提供している。</u>
地域コミュニティ	自治会	一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い、 <u>地域課題の解決に取り組むことにより、住みやすい地域社会の形成に資することを目的に、自主的に組織される団体。</u>
	地域運営組織	<u>地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。</u>
	農村型地域運営組織(農村RMO)	<u>複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。地域運営組織の一形態。</u>
市町村	重層的支援体制整備事業	市町村が、 <u>地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、市町村による断らない相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。</u> 令和2年の社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始。

⇒ 上記①②のいずれの職種・属性でも、社会教育の知見とつながり(ネットワーク)を活かせば、それぞれの活躍の場における活動をより効果的に行うことが期待できる。

地域コミュニティに着目した他省庁の施策

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

・中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等の取組、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村RMO形成伴走支援
農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの整備**を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

・市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設 ※令和2年社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始

Ⅰ 相談支援

**包括的な
相談支援の体制**

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

Ⅱ 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない隙間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）
就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

地域運営組織の形成・運営（総務省）

・地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査 等

○全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援（市町村）
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
2. 地域運営組織の経営力支援（都道府県及び市町村）



地域運営組織の活動事例

（特非）きらりよしまネットワーク（山形県川西町）

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



（特非）ほほえみの郷トイ（山口県山口市）

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

・人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。



社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

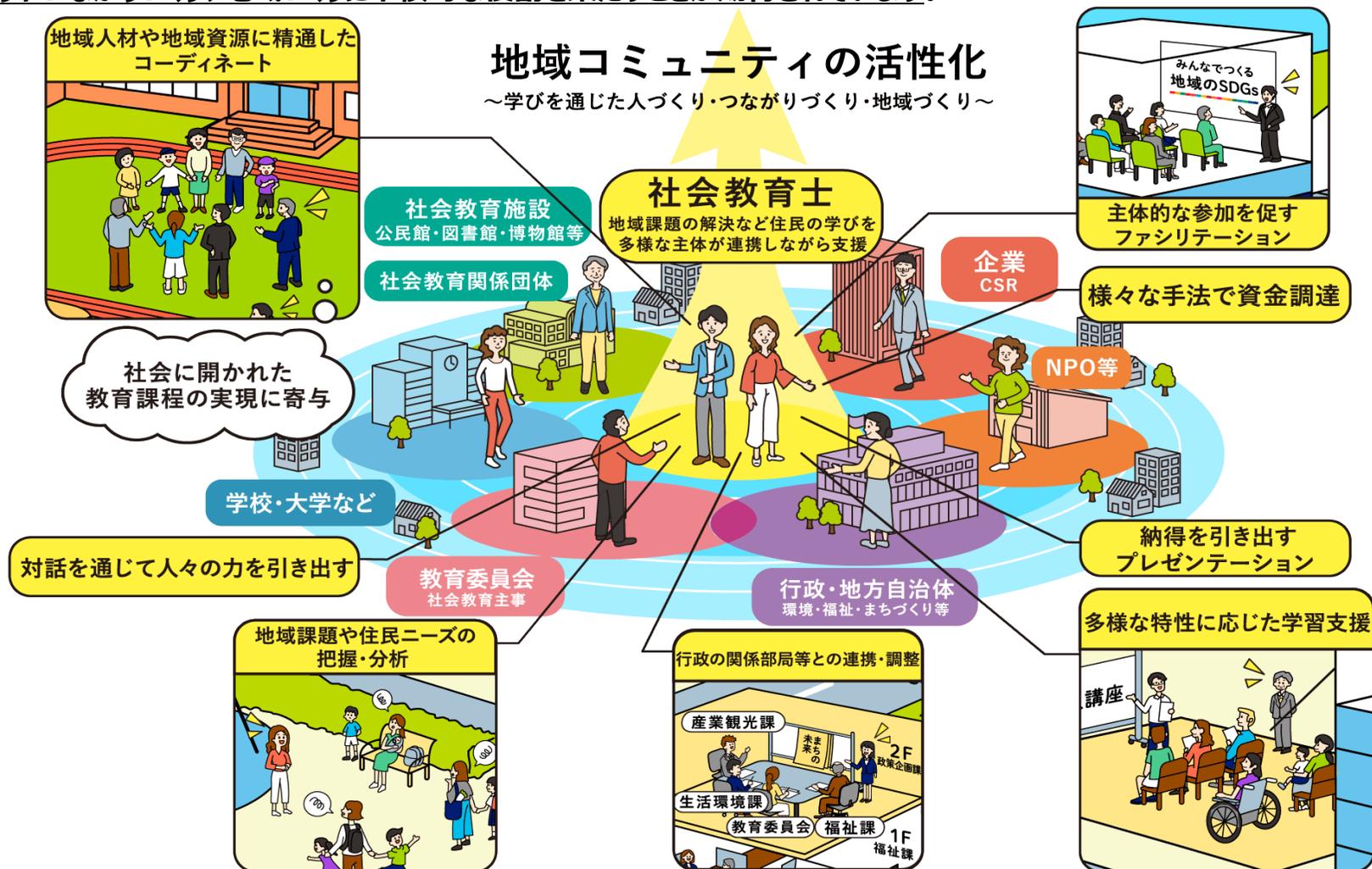
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

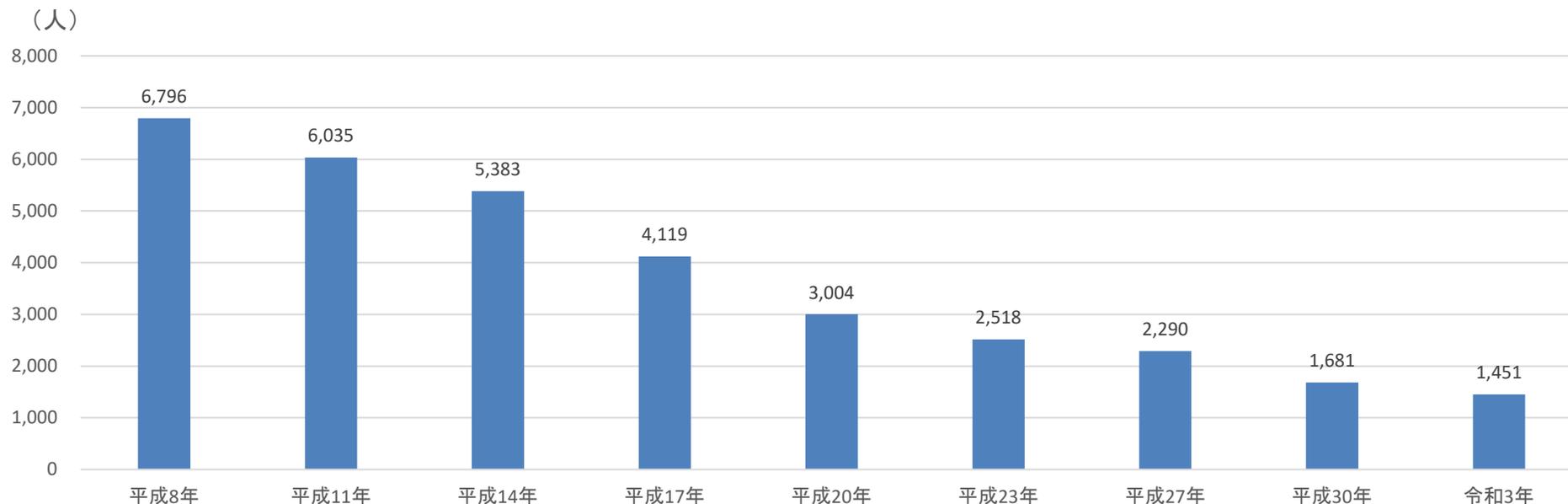
	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	<p>(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</p> <p>(社会教育法第9条の3) <u>社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</u> 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。</p> <p>(社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。</p>
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体を実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人(令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	<p>【現在】 <u>社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</u></p> <p>【今後】 <u>上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。</u> さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。</p>	<p>【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。</p> <p>【今後】 <u>各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。</u>さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</p>
求められる能力・知見	<p>①人と人、組織と組織をつなぐ<u>コーディネート能力</u>、②人々の納得を引き出す<u>プレゼンテーション能力</u>、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促す<u>ファシリテーション能力</u>を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力</p> <p><u>行政としての専門的知見</u>(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)</p>	(それぞれの活躍の場において必要な各分野の専門的知見)

地域全体の学びのオーガナイザー

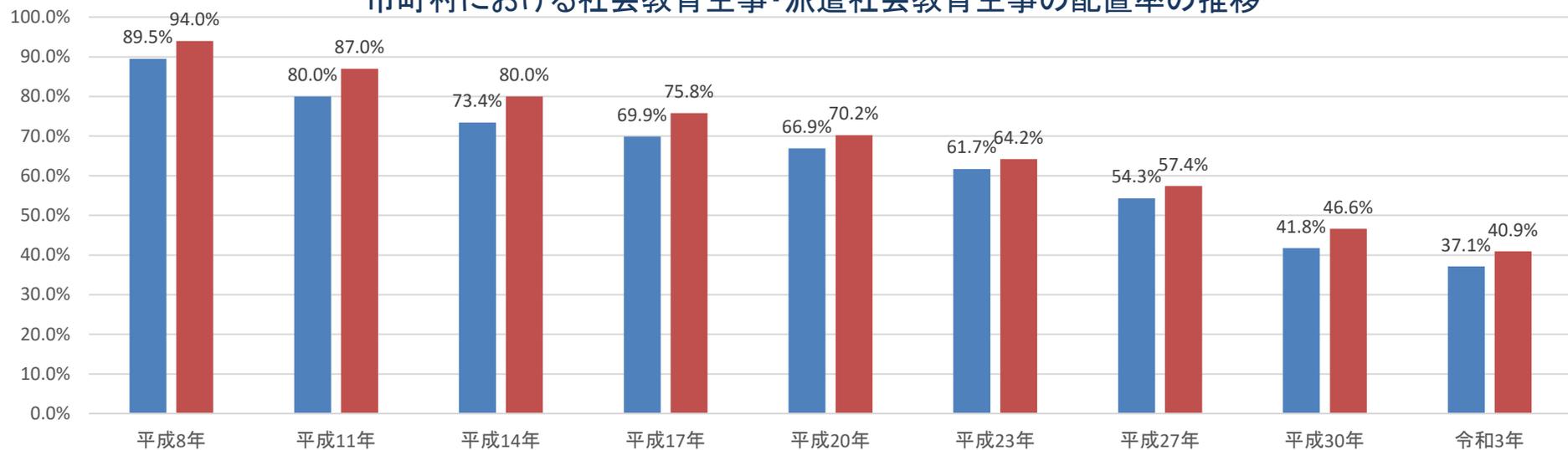
各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



(出典) 社会教育調査

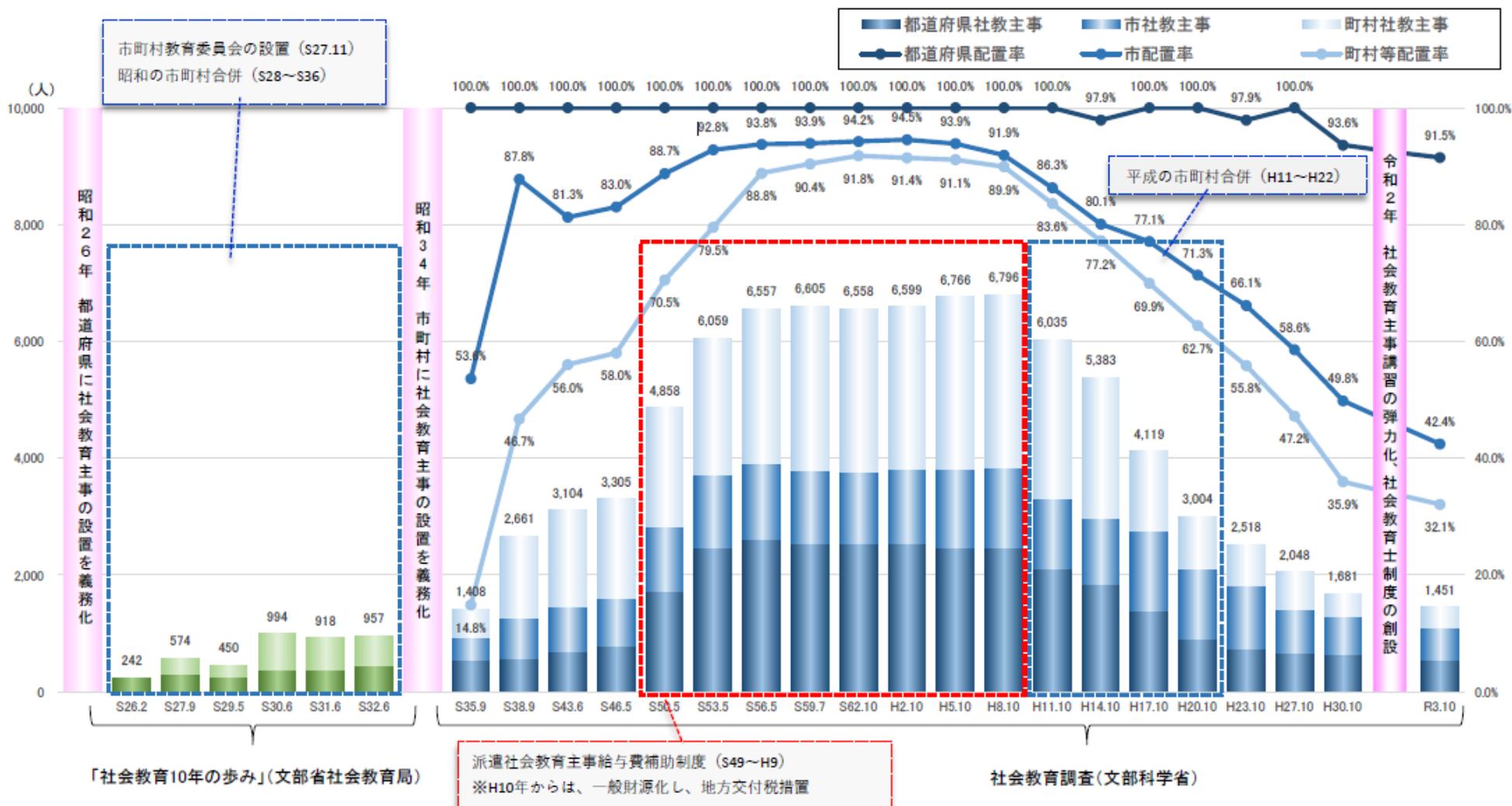
■ 配置率(社会教育主事のみ)

■ 配置率(派遣社会教育主事を含む)

〈1万人未満の町村を除く〉

社会教育主事の配置率の低下

都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少と考える」(『社会教育』(通巻第766号)2010年4月全日本社会教育連合会)、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」(札幌国際大学 佐久間 章)の資料を基にして作成。

(出典) 「社会教育10年の歩み」(文部省社会教育局)、「社会教育調査」(文部科学省)

社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査

○調査主体

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

○調査期間

令和5年6月下旬～8月下旬

○回答状況等

(1) 対象：都道府県及び市（区）町村等教育委員会社会教育主管課長

(単位：教育委員会数)

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,396(77.8%)	47(100.0%)	666(81.9%)	548(74.3%)	135(68.5%)

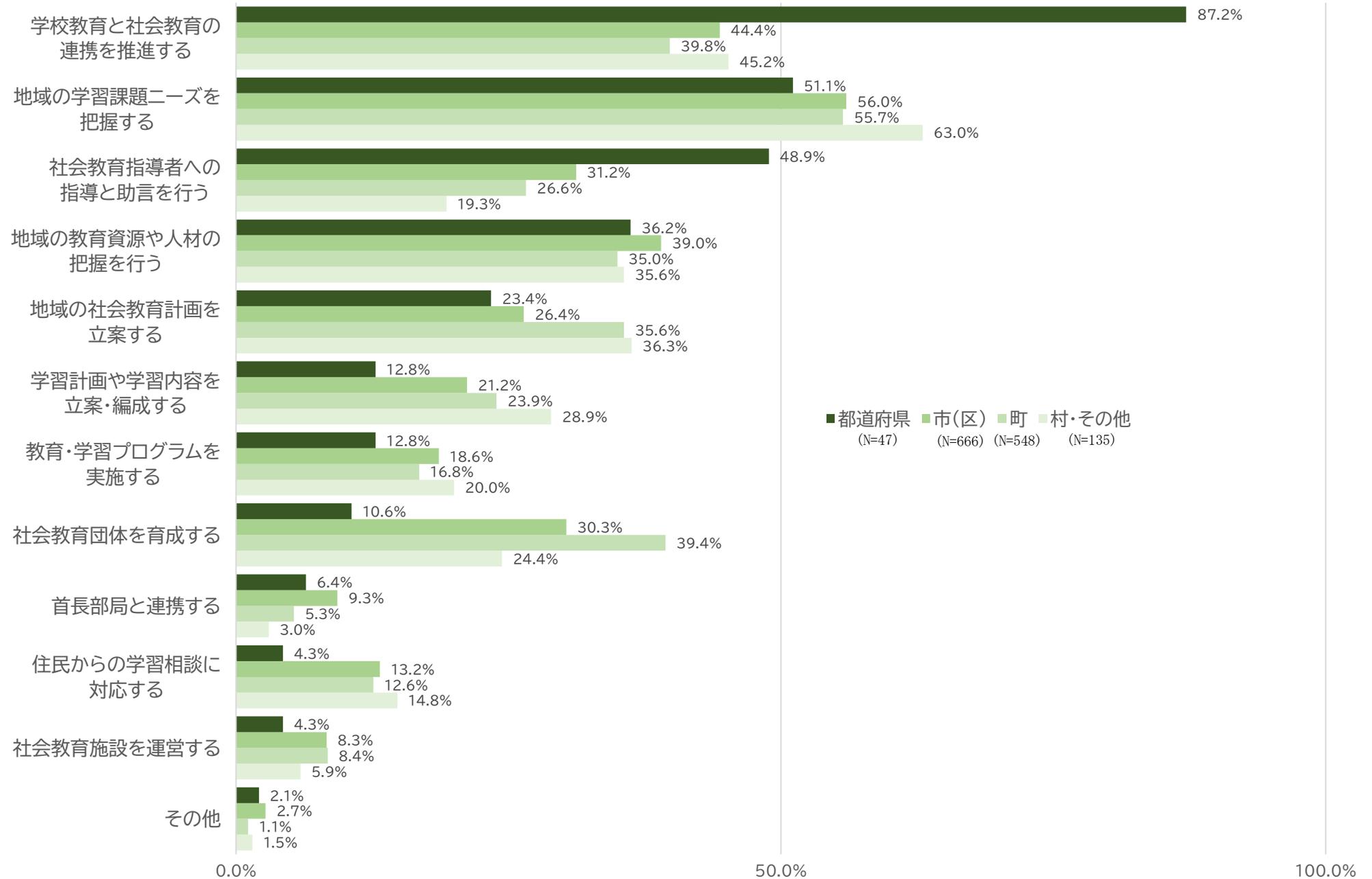
(注) ()内の数値は、令和3年10月1日現在における地方公共団体数に占める割合である。

(2) 対象：社会教育主事発令者（令和5年5月1日現在発令者）

計	都道府県	市(区)	町	村・その他
1,472人(21人)	490人(▲64人)	684人(148人)	269人(▲56人)	29人(7人)

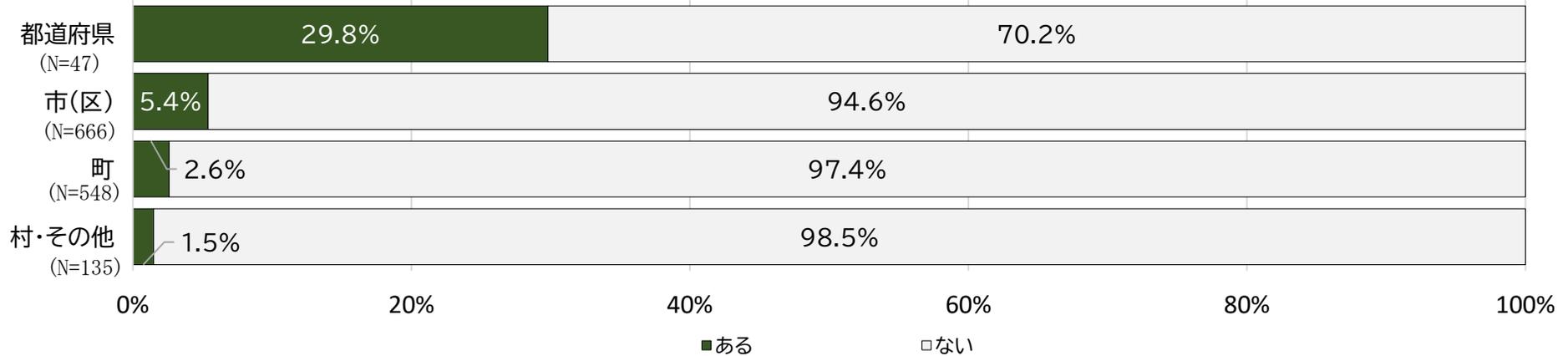
(注) ()内の数値は、令和3年度社会教育調査における社会教育主事発令者との増減値である。

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】
社会教育主事に期待する役割 (※3つ選択)



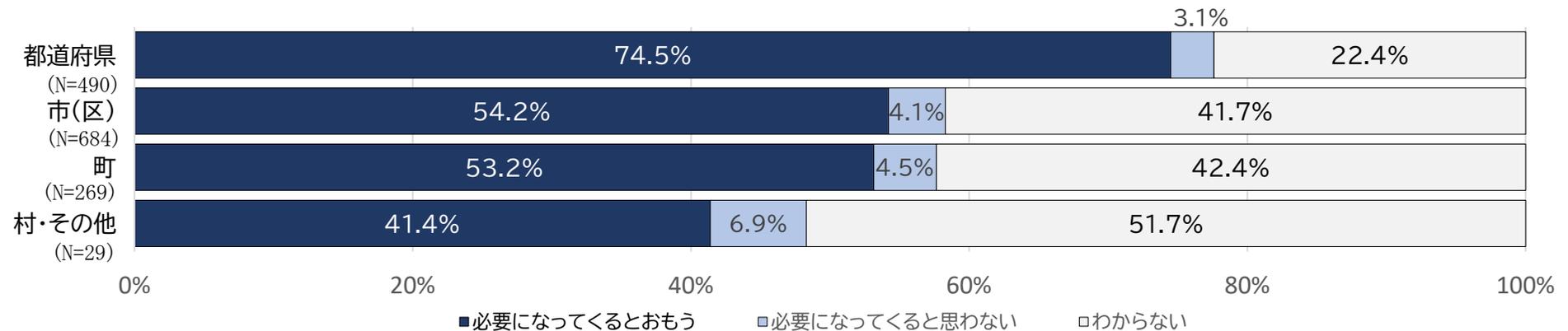
【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育士を活用・連携した取組(事業)等があるか



【対象：社会教育主事発令者】

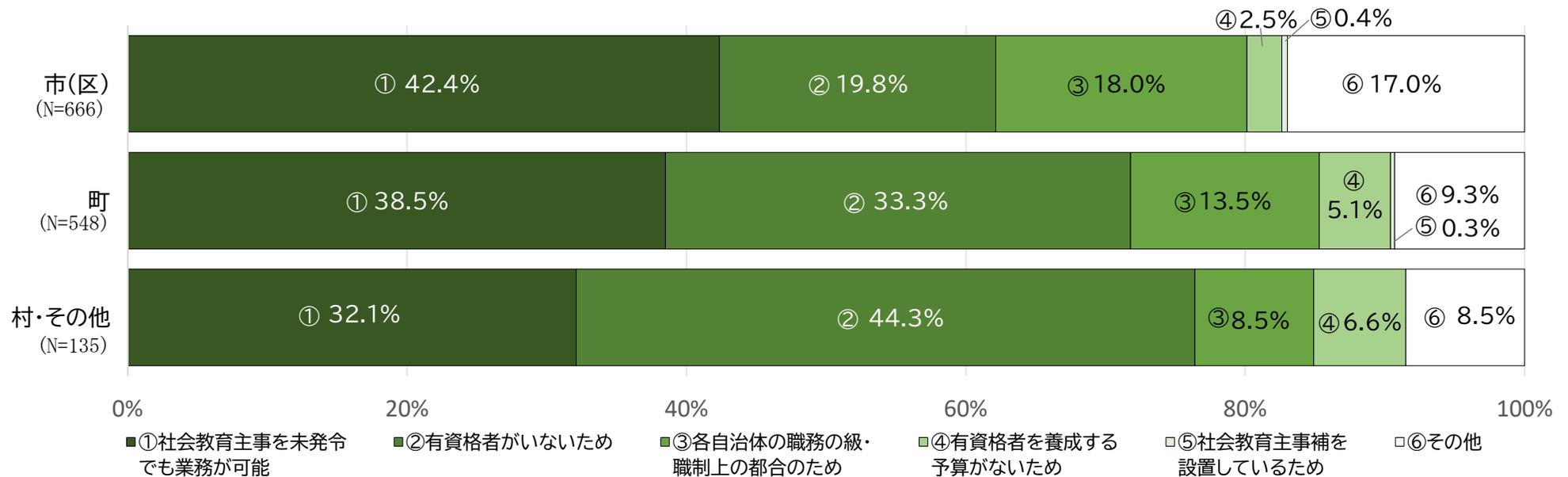
今後、社会教育士を活用した取組がこれまで以上に必要になってくると思うか



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】

社会教育主事の発令が困難な理由(※社会教育主事未設置の市(区)町村)



※小数第二位で四捨五入のため、合計が100%とならない場合あり

派遣社会教育主事の実施状況について



市町村の社会教育指導体制の整備充実（社会教育主事未設置市町村の解消及び複数設置の促進）を図るため、都道府県が都道府県教育委員会の職員の身分を有する社会教育主事を、市町村の求めに応じて市町村教育委員会事務局に派遣する制度。

＜都道府県における派遣社会教育主事制度の有無＞（社会教育調査）

	有	無
平成 11年度	<p>【41道府県】</p> <p>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>	<p>【6都府県】</p> <p>東京、長野、静岡、大阪、鳥取、高知</p>
令和 3年度	<p>【8道府県】</p> <p>北海道、宮城、秋田、群馬、富山、京都、島根、山口</p>	<p>【39都府県】</p> <p>青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p>

＜財政措置の経緯＞

- ・昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始
- ・昭和60年度 交付金制度を改正し、「社会教育指導者事業交付金」により、必要経費の一部を交付
⇒平成9年度限りで「社会教育指導者事業交付金」廃止
- ・平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて

大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に
社会教育主事講習又は
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・
社会教育課題研究のうち1科目
以上(3単位)

社会教育主事講習(4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習
(2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
+
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
+
勤務経験(A)3年以上

教育職員の普通免許状
+
勤務経験(B)5年以上

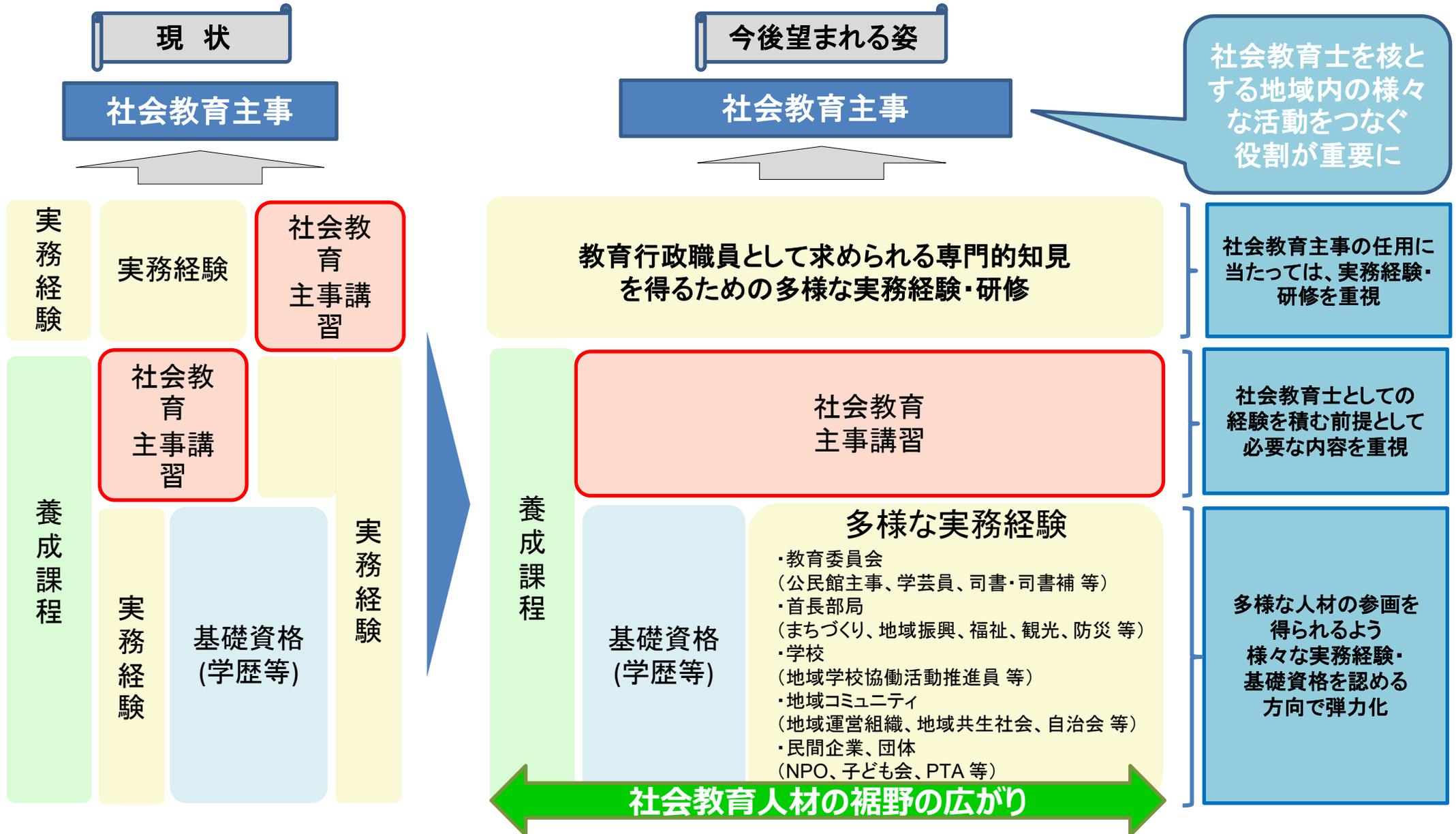
これらに相当する教養と
経験があると都道府県
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A):社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間

勤務経験(B):学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等

社会教育主事への任用までの望ましい方向性の一例



※ 社会教育主事の任用に当たっては、社会教育士としての実務経験を重視することを理想としつつ、社会教育主事講習を受講するまでの実務経験等も考慮する必要があることから、具体的な任用については各自治体が地域の実情等に応じて判断する。

※ 社会教育主事の任用に当たっては、地域における社会教育活動の実務経験に加え、社会教育主事として求められる行政職員としての知識・能力に関する研修も重要となる。

社会教育主事講習の実施概要（資格付与講習）

令和5年度講習実施機関(文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施)

①資格付与講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯 (※1)	実施方法(※2)			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習推進センター	【A】 7月6日～9月1日	平日	日中	○			95人
		【B】 10月28日～1月28日	土日	日中	○			95人
2	秋田大学	7月24日～8月18日	平日	日中	○		○	50人
3	東北大学	6月13日～8月8日	平日	日中	○		○	80人
4	宇都宮大学	7月24日～8月18日	平日	日中	○		○	80人
5	新潟大学	7月26日～8月21日	平日	日中	○		○	60人
6	福井大学	7月15日～10月23日	平日/土日	日中	○		○	80人
7	静岡大学	7月25日～8月19日	平日	日中	○		○	40人
8	滋賀大学	7月15日～8月23日	平日	日中		○	○	50人
9	岡山大学	7月24日～8月10日	平日	日中	○		○	100人
10	広島大学	7月24日～8月21日	平日	日中	○		○	40人
11	島根大学	7月15日～1月21日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	50人
12	香川大学	7月31日～8月25日	平日	日中		○	○	30人
13	九州大学	7月21日～8月12日	平日	日中		○	○	80人
14	熊本大学	7月17日～8月9日	平日	日中		○	○	40人
15	国立教育政策研究所	【A】 7月11日～8月30日	平日	日中	○	○		80人
		【A】 7月11日～8月30日	平日	日中		○	○	
		【B】 1月12日～2月16日	調整中					

※1 日中:9:00～18:00、夜間:19:30～21:10

※2 ①オンライン、②オンデマンド、③対面(複数の記載がある場合は、組み合わせて実施)

社会教育主事講習の実施概要（一部科目指定講習）

令和5年度講習実施機関(文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施)

②一部科目指定講習

省令改正前に講習を修了した者等を主な対象として、新2科目(生涯学習支援論・社会教育経営論)のみを開講

	機関名	期間	主な曜日 (※1)	主な時間帯	実施方法(※1)			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習 推進センター	7月20日～8月8日	平日	日中	○			25人
		11月18日～1月6日	土日	日中	○			25人
2	北海学園大学	10月21日～12月3日	土日	日中	○		○	25人
3	宇都宮大学	7月15日～7月29日	土日	日中			○	20人
4	大東文化大学	10月5日～1月18日	平日	夜間	○		○	30人
5	福井大学	7月25日～8月7日	平日	日中	○		○	20人
6	滋賀大学	7月15日～8月17日	平日	日中		○	○	20人
7	岡山大学	7月28日～8月9日	平日	日中	○		○	20人
8	九州大学	7月22日～8月12日	平日	日中	○		○	40人
9	熊本大学	8月10日～9月24日	平日	日中		○	○	20人
10	放送大学	9月1日～12月2日	オンラインを日曜日に1回実施 その他は、オンデマンド		○	○		50人

社会教育主事講習で取り扱う内容



文部科学省

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(デジタル行政臨時調査会(令和4年6月3日))

デジタル行政臨時調査会において、代表的なアナログ規制を7項目上げた上でその7項目のうちの一つとして対面講習についてデジタル化を推進するよう指示。

遠方に居住する場合であっても来訪が求められていたが、見直しにより、どこでも受講できるようになることで利便性が向上される。

今後の生涯学習・社会教育の振興方策(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会文部科学省報告資料)

○デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し

・社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映する。

○社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のオンライン化の推進

・社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。



社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について (令和5年3月31日文部科学省総合教育政策局地域学習推進課通知)

文部科学省より、社会教育主事講習実施機関(過去に実施した機関も含む)に対して、以下の2点についてデジタル化の進展を踏まえた対応の通知を令和4年度末に発出。

1. 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程で取り扱う内容へのデジタル技術の進展の反映について

社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、いずれかの科目において、デジタル技術の進展を反映した社会教育の意義と展開、デジタル技術を活用した効果的な学習支援方法やネットワーク形成等についての内容を令和6年度から取り扱うこと。

2. 社会教育主事講習の受講や受講手続きのオンライン化について

社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、社会教育主事講習実施機関においては、受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実施に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。

1. 背景

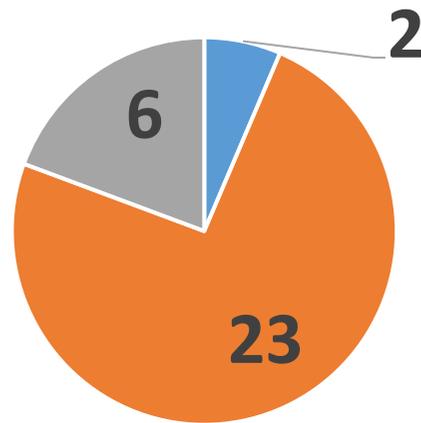
「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」において、新たに社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要がある」とされており、一層のデジタル化を推進する必要がある。

そのため、デジタル完結に向けた検討を行うため、社会教育主事講習等実施機関に対してアンケート調査を実施。

期間：令和4年12月実施

アンケート依頼先：社会教育主事講習（一部科目指定を含む）を実施した機関（32機関中31機関から回答）（国の機関を除く）

2. 調査結果



- 全講義をオンライン化
- 一部講義をオンライン化
- オンラインで実施をしていない

（単位：機関）

●意見

・全国的に共通して開講する講義についてはオンデマンド配信とするとともに、演習など各大学で特色がある部分については、各大学にて実施するなどすみ分けをしてはどうか。

・オンライン等を用いた社会教育実践が活発化することは賛成であるが、つながりの形成を主とする社会教育主事講習のすべてをオンライン化するのは困難であり、社会教育の特性からみても対面での相互学習は不可欠。

・受講者の負担軽減を考えると、オンラインの導入は賛成であり、コーディネート能力・プレゼンテーション能力・ファシリテーション能力の養成も含め、全科目をオンラインで実施することは可能。

「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度について (概要)

— Brush up Program for professional —



Brush up Program
for professional

平成27年3月 教育再生実行会議提言 (第6次提言)
「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

平成27年度から **社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラム** を「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じて社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上 (5割以上を目安) を、以下の2つ以上の教育方法による授業で実施
 - ① 実務家教員や実務家による授業 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験有)
 - ② 双方向若しくは多方向に行われる討論 (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③ 実地での体験活動 (インターンシップ、留学や現地調査等)
 - ④ 企業等と連携した授業 (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表 (修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備 (週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等)

認定により、**①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※認定課程数 (令和5年12月現在) : **426** 課程

「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度」に関する厚生労働省との連携

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、一定の基準を満たし厚生労働大臣の指定を受けた講座については、120時間以上のプログラム は専門実践教育訓練給付金、60時間以上の短期プログラムは特定一般教育訓練給付金の支給対象。

* 専門実践教育訓練給付金は受講費用の最大7割、特定一般教育訓練給付金は4割を支給（=受講者への支援）

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、厚生労働省が定める一定の要件基準を満たした講座を人材開発支援助成金の対象とし、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成している（=企業への支援）。

受講者（社会人）への支援

教育訓練給付制度との連携

○ 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）に教育訓練給付の指定講座を受講し修了した場合に、受講費用の一部を支給。

給付の内容

（専門実践教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の50%（年間上限40万円）を訓練受講中の6か月ごとに支給。
- ・ 資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）を追加で支給

（特定一般教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の40%（上限20万円）を訓練修了後に支給。

企業への支援

人材開発支援助成金との連携

- 人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。
- 「人への投資促進コース」において大学院で行われる訓練等を高助成率で支給。（最大75%。各種要件を満たした場合に助成）

本助成金を企業で活用してもらい、大学におけるリカレント教育への従業員の派遣を依頼することも考えられるため、積極的に周知を実施。

専門実践教育訓練給付対象講座のうち198講座、特定一般教育訓練給付対象講座のうち42講座が職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程となっている。（令和6年4月時点）

生涯学習コーディネーターの概要

コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与すること目的に養成。

■概要

「生涯学習コーディネーター」は、一般財団法人社会通信教育協会が認定する民間資格。

■経過と趣旨

近年、生涯学習領域でのコーディネーターの配置の必要性が高まるなか、平成21年6月に本格的なコーディネーター養成・研修として「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」を開講。さらに生涯学習コーディネーターとして多様な地域課題に応えるため、平成25年12月に「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を開講。生涯学習支援実践講座修了者の学習の成果を評価認定し、生涯学習社会の実現に寄与。

■対象者

同協会が主催する一般財団法人社会通信教育協会主催「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」、「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を修了
→申請した後、審査を経て認定を受けた者(R6.3.31時点で5,716人)

■資格名称・課程

・生涯学習上級コーディネーター

→生涯コーディネーター研修及び生涯学習コーディネーター新支援技法研修を修了

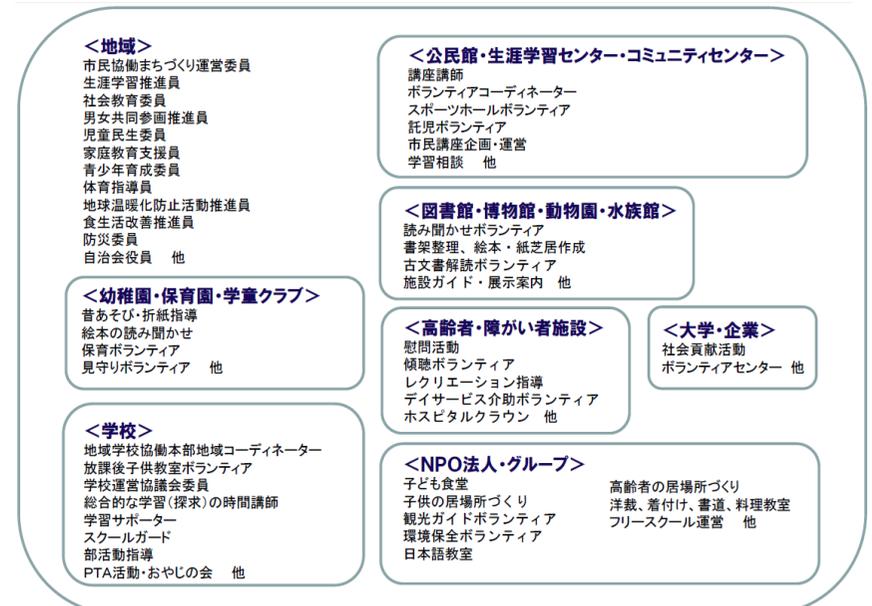
・生涯学習コーディネーター

→生涯学習コーディネーター研修若しくは生涯学習新支援技法研修を修了

■人材情報提供

資格取得者の人材情報を市区町村(生涯学習担当セクション)へ送付。

主な活動場所・内容



社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者の立場にある公民館職員としての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「地域社会のウェルビーイングの向上に資する公民館—地域のコミュニティ拠点機能の強化を目指して」

- ・講座期間: 令和5年11月16日～11月21日
- ・受講対象: 公民館、公民館類似施設の館長及び職員、社会教育主事、生涯学習関連施設職員等の経験が1年以上あるもの
- ・受講者数: 37名

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現に向けて図書館が果たしうる役割」

- ・講座期間: 令和5年6月15日～6月28日
- ・受講対象: 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験がおおむね7年以上で指導者の立場にある者
- ・受講者数: 63名

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導者の立場にある社会教育主事としての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現を目指すための社会教育の役割」

- ・期間: 令和5年10月12日～10月17日
- ・対象: 勤務経験が1年以上の社会教育主事
- ・受講者数: 32名

○公募により委託して実施しているもの

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

- ・実施機関: 筑波大学
- ・開講形式: オンライン形式(全国に配信)
- ・講習期間: 令和5年9月20日～9月22日
- ・受講対象: 公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者
- ・受講者数: 198名

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和5年度)

・受講機関、開講形式、講習機関は下表の通り

	実施機関名	講習期間	開講形式
1	福島県教育委員会	10月18日～10月20日	対面
2	埼玉県教育委員会	11月28日～12月1日	対面
3	石川県教育委員会	12月5日～12月8日	対面
4	奈良県教育委員会	1月23日～1月25日	対面
5	島根県教育委員会	12月5日～12月8日	対面
6	熊本市教育委員会	1月31日～2月2日	対面・オンライン

・受講者数: 629名(6機関合計)

特色のある社会教育主事講習（好事例①）

オンラインを活用した講座（北海道）

【目的】

- ・北海道内における、社会教育主事の配置促進
- ・社会教育行政についての知見がある社会教育士が、行政内部だけでなく社会の様々な領域にいる
→地域づくりや福祉などを、教育部門との連携によって、自治的に進めることができる、よき社会の実現



【特徴】

- ①全科目のオンライン実施
- ②「社会教育演習」における専門的な分野に特化した学び



**「全科目オンラインによる
社会教育主事講習の実施」**

<受講生のコメント>

- ・遠方に住んでいるため、会場に行くことは難しい。オンライン実施だったため、旅費がかからず、手軽に参加することができた。
- ・様々な方が参加しており、地域の枠を超えて交流することができた。

夜間休日を活用した講座（島根大学）

【目的】

- ・全国からの受講者が学びあう環境をつくることで山陰地域の受講者に日常とは異なる学びの場をもたらすこと
- ・主事発令を想定しない者を含む多様な受講者の越境的な学びの場をつくること



【特徴】

- ①学校と地域の協働に重点化したカリキュラム
- ②オンラインを活用した対話的、協働的、探究的な学び
- ③現役実践者と大学教員による実践地と学習知の融合
- ④現場での実践に伴奏する演習ゼミ



**「夜間・休日でのオンラインによる
社会教育主事講習の実施」**

<受講生のコメント>

- ・業務時間外の受講のため、仕事・育児との両立がしやすい。
- ・仕事にはほぼ影響なく受講できた。職場の理解や協力にもつながった。

特色のある社会教育主事講習（好事例②）



立命館大学

対面とオンラインの併用 （愛知教育大学）

【目的】

- ・フィールドワークを4日間実施することにより、日常的に役立つ実践を中心に学ぶ
- ・社会教育主事講習（現在4年に1度）と社会教育主事養成課程（毎年）を実施

【コースの特徴】

- ①社会教育主事講習は対面とオンラインの併用による実施
- ②社会教育主事講習と養成課程を実施することにより、学生
 - ・現職者・実践者の学びの場が提供され、地域における学びの循環が可能

- ・対面とオンラインの併用による講習の実施
- ・講習、養成課程実施による学びの場の質向上

<受講生のコメント>

- ・遠方からの参加者にとっては、講習への参加負担が一定程度軽減。
- ・フィールドワークや対面授業時の雑談を通じて、受講生同士や受講生と講師が交流を深めることが可能。

カリキュラム等工夫して講習を実施 （大東文化大学）

【目的】

- ・先進的な事例を通して、身近な社会的問題（貧困、格差問題等）に焦点をあて社会教育を中心に社会学や地域福祉・家族福祉についても学ぶ。
- ・オンライン開講とスクーリングを組み合わせることで受講しやすい環境とする。

【コースの特徴】

- ①スクーリングを通して、実際の現場から学ぶ場とし、第一線で実践者にて講義を実施
- ②オンライン&オンデマンド受講と平日・夜間を中心に開講
- ③「大東社会教育士会」による終了後の学びのサポートを実施

- ・スクーリングとオンライン&オンデマンドを活用して、受講生に魅力的な講習を実施

<受講生のコメント>

- ・工夫を凝らした講義内容で深い学びができた。
- ・働いている身からするとオンラインで受講できる環境は非常にありがたかった。
- ・身近な問題が全て社会教育なんだということが理解できた。

オンデマンドとオンラインの活用 （放送大学）

【目的】

- ・主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を履修している者に対して社会教育主事講習を提供。

【コースの特徴】

- ①教材作成の工夫
アメリカオレゴン州ポートランドのまちづくりによるファシリテーション技法の導入
オンデマンドを中心とした講義映像をLMSにより配信
- ②オンライン演習
ファシリテーション演習を行うためのオンラインによる演習を実施（Zoom、GoogleWorkspace等の活用）
- ③質保証
各回小テストやCBT方式による修了試験等質保証を確保

- ・オンデマンド(講義配信)とオンライン(演習実施)を活用し全国から参加可能な講習を提供

<受講生のコメント>

- ・ファシリテーション演習は、日本全国でつながることができ、つながる手法を学び、考えを共有して対話するという経験は自分自身の宝物になる。

継続的な学習機会の確保（好事例）

社会教育主事講習を軸とした研修の充実 （北海道）

【目的】

- ・社会教育主事講習における学びと受講前後の学びの接続性を図るために研修を企画



【特徴】

- ①北海道社会教育主事会協議会との連携
社会教育主事等の専門性を高める研修を実施
- ②社会教育主事講習を軸とした研修機会の設定
社会教育主事ベーシック講習会・社会教育スキルアップ研修会を通じた研修を通じて社会教育主事講習の充実を図る。



- ・地域の生涯学習・社会教育を推進する上での課題とその解決に向けた方策
- ・社会教育主事向け・社会教育士向けと対象を絞った形での多様な研修機会の確保

<受講生のコメント>

- ・様々な地域の事例を知ることができました。
- ・対面の社会教育主事講習ではなかったため、受講者同士の実践を対面で交流できました。

研修の機会を通じて地域を担う人づくりを実践 （島根県）

【目的】

- ・社会教育にかかる人材養成を行うために、①人材養成研修、②調査・研究、③情報提供・学習相談、④市町村支援を実施。



【特徴】

- ①社会教育関係者が活用できる参加型学習の手法を用いた学習プログラム（地域魅力化プログラム）
- ②学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子育て世代を応援・支援するための参加型学習プログラム（親学プログラム）
- ③学び合うネットワークづくりを推進するため、研修・交流会等の情報提供を行うための「しまねの社会教育士ネットワーク」を立ち上げ



- ・地域づくりに主体的に参画する人づくりを支援
- ・新しい人間関係や新しいつながりが生まれる

<受講生のコメント>

- ・場の雰囲気づくりの重要性を学びました。
- ・多様な人を活動に巻き込んでいく重要性を学びました

社会教育主事の配置について(島根県の事例)

【社会教育主事派遣制度の概要】

- ・県の社会教育主事(教員籍)を市町村教育委員会に派遣し、専門性を活かした社会教育を推進している。
- ・令和6年度は18市町村に23名を派遣している。(全19市町村)

【派遣社会教育主事の職務】

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育※の推進(※ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的とした教育)
- (3) 地域を担う人づくりの推進



【学校・家庭・地域の連携協働】

教育に関わる人々のネットワーク化を推進
↓
地域をあげて教育に関わる気運を醸成

・学校に関わる**各種のコーディネーター等を統括する立場として社会教育主事が支援。**

・学校教育に関わるあらゆる教育主体とのネットワークづくりを進めるとともに、コーディネーター等の資質向上にも積極的に寄与。



【ふるさと教育の推進】

ふるさとの「ひと・もの・こと」
を生かした教育活動の支援

・ふるさと教育のカリキュラムづくりについて、発展性・系統性を意識した教育活動になるよう、保・小・中での話し合いを**公民館職員と社会教育主事がコーディネート**。学区を越えての情報共有を経て、地域ごとの教育活動がさらに特色あるものに深化。



【地域を担う人づくりの推進】 公民館を”ひとづくりの拠点”と位置づけ、公民館による事業や学校教育との連携を支援

・社会教育主事が積極的に公民館を訪問して協議。県や市町村としての方向性について丁寧にすり合わせるとともに、様々な事業の計画から運営までを支援。
・市町村における公民館職員研修の実施や県実施の研修等での公民館職員への伴走などで資質向上を図り、公民館活動や学校との連携、**地域課題に向き合う人づくりにつながる活動の充実を図る。**

【島根県の制度のポイント】

- (1) 社会教育主事資格を有する小中学校の教員籍の人材が派遣されている点
- (2) 市町村が自主的に県に要請し、相応の費用負担をして派遣を受け入れている点(市町村任用の社会教育主事配置も条件)
- (3) 派遣社会教育主事を支援する重層的な仕組みが県行政によって整備されている点
- (4) 県が任用する社会教育主事の配置先を複数確保し、任用を繰り返すことで社会教育の専門性を高めることができる点

【事例】 社会教育主事が地域と連携して地域活性化に取り組んでいる事例（北海道厚真町）

北海道厚真町では、社会教育主事が中心となって学校・地域コミュニティ・NPOと連携した取組を展開
学校・地域コミュニティ・NPOなどには社会教育士を取得した者もあり、協働して厚真町の地域活性化に取り組んでいる

NPO法人「ezorock」と連携した取組

○ 関係人口創出プロジェクト179リレーションズを通じて、厚真町に興味をもつ大学生などに厚真町の地域を活性化する事業関わってもらう取組。

○ NPO法人に所属する社会教育士取得者と厚真町社会教育主事及び大学とが連携、協働し、地域づくりに関する実習を支援。

（例）放課後児童クラブでの体験活動や農業体験、大学生という第3者から見た地域の良さや課題をフィードバック。

※厚真町では教育委員会が放課後児童クラブを所管。

○ 児童・生徒・大学生だけでなく地域全体での学びを実現。

「あつひやく」

100年先の厚真を創る、100の学び場プロジェクト

～令和8年度の教育振興基本計画へ向けて～

○ 先生もお母さんもお父さんも役場の人もまちの人も地域コミュニティみんなでこの先の教育を語って、共に創る学びを実践。

○ 学校教育×社会教育＝地域の教育としての文化を醸成

学校教育・社会教育が連携・協働しながら、地域の教育文化として何があっても学びの好循環を止めないための基盤整備を目指す。

○ 学校でできること、学校外でできることの明確化

地域の教育を学校だけに背負わせるだけではなく、地域が学校の思いをくみ取り、子どもを中心として地域全体で子どもを育てる機運を醸成。

厚真高校魅力化プロジェクトの取組～

○ 厚真町社会教育主事も一緒になって、厚真高校魅力化事業を展開。SNSなどを活用して道外から厚真町の高校魅力化に興味をもってもらえる人材を募集。高校魅力化支援員の一人は、社会教育士の称号を得ている方がおり、公営塾や学校運営協議会の立ち上げのほか、高校と地域がつながるような総合的な探究の時間の授業コーディネートを実施。

○ 放課後の学習指導だけでなく生徒たちが興味・関心のあることを社会教育主事や地域住民とともに実施。

（例）防災キャンプで火起こしの挑戦、地域企業の職場体験、厚真人かるたの取組など。

厚真町社会教育主事から一言

自治体だけで完結するのではなく、近隣自治体や、民間企業のように、さまざまな資源をもっている人や団体との連携や、自治体職員の枠にとらわれず常に越境しながら、お互いのリソースをシェアしていくことなどによって、人口約4,300人の小さな町でも、世界や本物と出会い、子どもから大人までが生涯にわたって、探究し続ける、町としての学びの文化を創造できると考えている。まさに、目の前の人の生活や暮らしを豊かにするためにできることを考え、町民ひとりひとりが、生きがいややりがいをもって、自分が納得した生き方を選択できる、そんな町を目指した取り組みを今後も推進していく。

【事例】 社会教育主事と社会教育士が学校を核として連携している事例（島根県益田市）

島根県益田市では、「地域と学校をつなぐ翻訳者」、「学校外の場を地域の人とともに耕していく」をmissionとして益田市教育委員会協働のひとづくり推進課（社会教育主事在籍）が中心となって社会教育コーディネーターを配置。社会教育コーディネーターは学校運営協議会を設置する小学校に配置され、その地域で「地域学校協働活動推進員」としての役割を担うため、その在任期間中に、社会教育士の称号を取得する者が多い。その称号を活かし学校を核とした地域づくりの実現を目指す。社会教育主事は、毎月定例報告会で情報を共有するなど、社会教育コーディネーターの取組の相談に乗ったり、今後の活動の助言や支援などを行ったりしている。

社会教育コーディネーターとは

- 益田市教育委員会協働のひとづくり推進課が中心となって学校と地域を繋ぐ人材として社会教育コーディネーターを市が委嘱して小学校に配置。（派遣社会教育主事は、社会教育コーディネーターの相談・サポート役を担う。）
- 地域学校協働本部（つろうて子育て協議会）から推薦され、学校運営協議会委員としてコミュニティ・スクールの活動にも参画。
- 在任中に社会教育士の称号を取得する人が多い。（5名中4名取得）

社会教育コーディネーターによって創りだされた動き

- ◆ 学校だけでは取り組めない取組を地域全体で。
⇒地域の高齢者とのスポーツ大会、長期休業・土日を活用した活動等。
- ◆ 地域全体を知っているのは社会教育主事・公民館。
⇒地域全体で子供たちを支援。
- ◆ 学校を核とした地域づくりは、地域の大人の輪が広がった活動に発展。
- ◆ 学校（教頭）、地域住民、行政（社会教育主事）、大学生、学校運営協議会、公民館主事が中心となってまちづくり団体を組織。
⇒地域全体の活動へ発展。



【地域ができることを議論】



【地域活動が活性化】

益田市教育委員会社会教育主事から一言

社会教育コーディネーターは、地域と学校をつなぐ言わば「翻訳家」として、校内は勿論、学校外（長期休業中や放課後等）の豊かな子供達の学びには欠かせない存在となっている。子供達を中心に据えながら多世代が関わる地域での活動作りが広がっていることも、カウンターパートナーである公民館や社会教育主事にとっては大変心強い。

社会教育人材の活用事例（山口県）

取組の概要と特長

社会総がかりで子供たちの学びや育ちを見守り、支援する「山口県の地域連携教育」を支える人材として、**社会教育の専門性を有する人材の活用を図る**ため、社会教育主事講習や養成課程を修了した者を教員採用試験において考慮の対象とした。

教員採用候補者選考試験における活用の取組

・平成31年度採用選考より、学校と地域との連携の意義や方法を理解し、社会教育の専門性を有する人材として、社会教育主事となるための科目を修得した者を選考に当たっての考慮事項に加えた。

・考慮事項：次の①又は②のいずれかに該当している者

- ① 社会教育主事講習を修了した者
- ② 社会教育主事養成課程を修了した者
(大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位(24単位)を修得した者)

山口県が求める教職員像

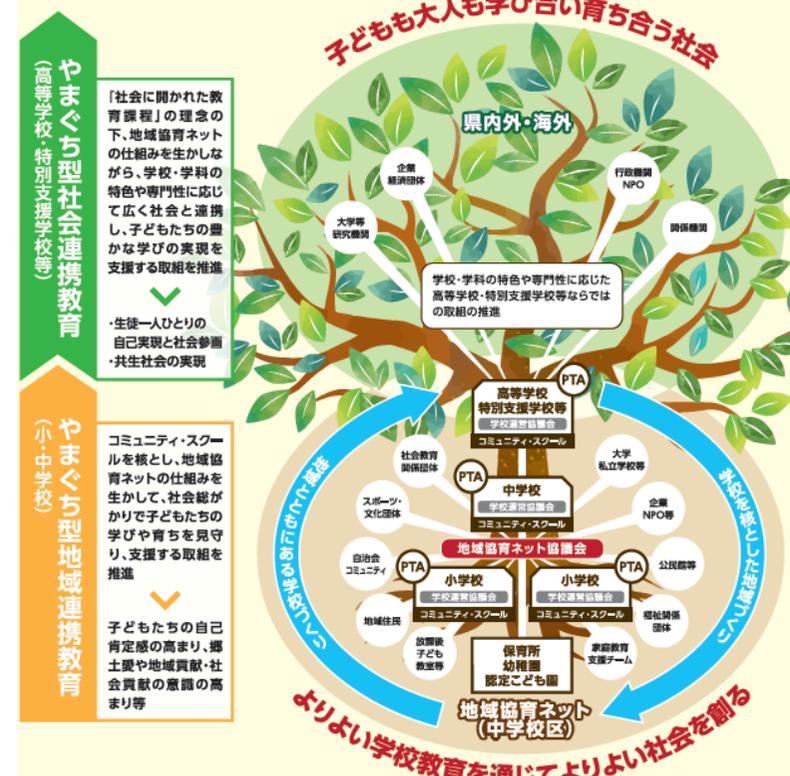
～未来を担う子供たちに あなたの熱い情熱を！～

- ◎豊かな人間性と人権尊重の精神を身に付けた人
- ◎強い責任感や使命感と高い倫理観をもち続けることができる人
- ◎児童生徒を共感的に理解し、深い教育的愛情をもっている人
- ◎幅広い教養と専門的知識、技能をもっている人
- ◎変化を前向きに受け止め、自己研鑽に努める意欲とチャレンジ精神をもっている人
- ◎豊かな社会性をもち、幅広いコミュニケーションができる人
- ◎明確な目標をもち、自他のマネジメントができる人
- ◎学校組織の一員として、家庭、地域・社会等と連携・協働できる人

社会総がかりによる

「地域教育力日本一」の取組の推進

社会に開かれた教育課程の実現に向けた「山口県の地域連携教育」の更なる推進
～義務教育・高等学校教育の各段階を通じて、全体的な規模で、学校と家庭、地域・社会の連携・協働による取組を充実～



社会教育人材の活用事例 ～地域連携教員（栃木県）～

「地域連携教員」制度（栃木県）の概要

学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の観点から効果的・効率的に展開し、**子供たちの生きる力の育成と地域に根ざした特色ある学校づくりを推進**するため、平成26年度から**県内すべての公立学校に地域連携教員を配置**。

その際、**社会教育主事有資格者の教員を積極的に活用**している。

社会教育主事有資格者の計画的な養成

有資格者の公立学校への全校配置を目指し、計画的に養成している。

- ・教員のうち有資格者数：907名（2024年3月現在）
- ・2023年度の社会教育主事講習受講者数：65名（うち教員48名）

【社会教育主事有資格教員として期待される役割】

- 学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート
 - ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営
- 社会教育の手法を生かした支援
 - ・校内研修やPTA研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修
- 教育情報の収集と発信
 - ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信
- 地域における社会教育活動
 - ・地域のボランティアグループへの参画 等

地域連携教員への支援

○研修の実施

地域連携教員の役割や活動の進め方、ネットワークづくり等の研修を実施。

○「地域連携教員のための手引書」の活用

理論編・実践編をまとめ、県HPに掲載。

○「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」の作成と活用

学校と地域の連携・協働に関する地域連携教員の役割や校内体制の整備のポイント、コーディネーターとの連携方法などを示し、研修等で活用。



様々な分野における社会教育との連携事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

学校図書館 × 社会教育 (埼玉県さいたま市)

学校図書館 (司書) の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

社会教育 (士等) の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進できる

具体の取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わることができる場である公民館にあらためてつながる** (高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会)
- ネットワークを生かして地域のNPO活動等にも関わり、**子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とのつながりづくり**を積極的に展開 (Youtubeラジオなど)



防災行政 × 社会教育 (北海道恵庭市)

防災行政 (職員) の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル (避難所運営マニュアル等) の作成・周知

等

社会教育 (士等) の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気づきを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体の取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せる**ところまで理解してもらうため、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施** (住民同士の協議が、「次はどうする?」と**自発的・発展的に展開**するところまで促す)
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



様々な分野における社会教育との連携事例②

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり × 社会教育 (島根県安来市)

農村RMO(※)の役割・業務 (※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育(士等)の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透。新しい人のつながりと新たな人材発掘・育成につながり、農村RMOにも幅広い人材が参画**



公民館 × 社会教育 (大阪府貝塚市)

公民館(主事)の役割・業務

- 地域住民の学習ニーズ等を踏まえた事業の企画・実施(講座の開設等)
- 公民館を活用して地域住民・団体等が行う活動の企画運営上の相談対応等

社会教育(士等)の視点

- 公民館を地域住民の**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、公民館で実施する講座の参加者など**公民館利用者が、講座の中だけでなく生活の中でもつながれるよう地域との関わりを促すことが必要**

具体の取組・活動

- 地域住民が参加してくれるのを待つのではなく、「出前講座」や「移動公民館」などの取組により**公民館が自ら出かけていくことで、地域との関わりを強化**
- 公民館職員だけでなく、講座参加者など公民館の**利用者にも、学校や地域に出かけてもらうため、社会教育施設の役割や意義を知ってもらう機会や実際の活動を共有**する場を設定
- 地域の多くの**団体やボランティア活動をつなぎ、支え、学ぶ場面を作ること**により、他者や地域に目を向け活動を広げていく機会を創出



学校教員



社会教育

(栃木県)

学校教員の役割・業務

- 学校教育において児童生徒と日常的にコミュニケーションを取り、学力向上や人格形成に資する教育指導を行う

等

社会教育（士等）の視点

- 学校と地域が連携した教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開できるよう、**地域連携教員**として**地域との調整や活動づくり**を担う
- 児童生徒の学習意欲や学力、社会性の向上等、生涯にわたって生きる力を育むとともに**地域に根差した特色ある学校づくり**を推進

具体の取組・活動

- 全ての公立学校において、原則として社会教育主事有資格教員を対象に地域連携教員として指名・配置し、次の3つの職務を担う
 - (1) 地域と連携した取組の**総合調整**（プランナー：企画者）
 - (2) 地域と連携した取組の**連絡調整や情報収集**（コーディネーター：調整者）
 - (3) 地域と連携した取組を**充実させる支援**（アドバイザー：助言者）
- 教員が**地域づくりの視点**を持つことで、**教育活動の充実**につながっている



行政職員



社会教育

(北海道東神楽町)

行政職員の役割・業務

- 人口減少、コミュニティ機能の低下等、地域が抱える課題の整理
 - 計画に基づき、地域が抱える課題に対応した町政の執行
- 等

社会教育（士等）の視点

- **多様な立場や意見を理解・尊重し**、住民との協働によりまちづくりに取り組む
- **地方自治における多くの面で教育的視点**が求められている
- 学びに対する住民ニーズの把握や次世代を育てる社会教育を**公民館が独自に実施**

具体の取組・活動

- 未就学児保育、発達支援、学童保育、老人クラブ等の**首長部局にあった事務を教育委員会へ移管**することで、事業運営に教育的視点を取り入れている
- 地区公民館ごとに地区別計画を策定する際、**ワークショップ**を取り入れている
- 公民館協会の中に公民館振興首長部会が立ち上がり、首長が積極的に社会教育や公民館振興を通じたまちづくりに取り組む
- 首長部局からも優秀な社会教育人材を求めるとともに、職員教育・研修の一環として、**社会教育主事の資格取得を推奨**し、キャリア形成にも活用していく



NPO



社会教育

(ふくおかNPOセンター)

NPOの役割・業務

- 不特定かつ多数の者の利益に寄与する特定分野に関わる活動
- ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進

等

社会教育（士等）の視点

- 特定の分野に限らず、人権や福祉・防災など、多様な視点やユニークな手法による学びの場を提供することで、**相互理解に基づく組織横断的な社会課題の解決**を支援

具体の取組・活動

- **公民館との接点を持つこと**で、地域の課題解決に向けて取り組む人・団体同士による連携やアイデア交換ができるようマッチングを行う
- 中間支援組織として様々なNPOや企業と積極的に関わる中で、次のような傾向が表れている
 - ・組織の専門性を超えたユニークな体験や学びのニーズが高まり、官民で「**社会教育**」との接点が増加している
 - ・力量あるNPOが多様な分野で活躍している
 - ・地域全体の学びを推進する観点で、**社会教育や社会教育主事に対するNPOや企業からの関心**が高まっている

社会福祉士



社会教育

(東京都小金井市)

社会福祉士の役割・業務

- 社会的包摂の実現のために、地域住民が地域や自身の抱えている問題を課題化できるよう支援し、ウェルビーイングを高めるよう、地域住民や地域団体に働きかける。
- 生活課題を抱えている地域住民が、自ら支援を求めることが難しい場合、専門機関や地域資源である他団体と連携及び調整し、アウトリーチにつなげる。

社会教育（士等）の視点

- 公民館を**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、講座の中だけでなく**生活の中でもつながれる**よう地域の関わりを促進
- 地域の**多様な世代や組織をつなげる**ことで、地域の協働・連携を促進するとともに、話し合い・学び合いの中での**気付きも促進**する

具体の取組・活動

- 地域包括ケアシステムを考える会議で**公民館と連携できないかと考え**、「高齢者になるとおこりうること」啓発パンフレットづくり検討会が立ち上がる
- 検討会には地域住民をはじめ、金融機関、社会福祉協議会など、**それぞれの立場でできることが共有**され、他機関との連携や地域住民の参画による**地域コミュニティ基盤が創出**
- 多様な世代による交流の中で、高齢者のお金の管理をテーマにした創作劇「さちどんどん」を**若者による自主講座としてコーディネート**



民間企業



社会教育

明治安田生命保険
相互会社

生命保険会社の役割・業務

- 「相互扶助」の理念にもとづき、保障とアフターフォローの提供によって、一生涯にわたり、お客さまに安心をお届け
- 社会ニーズの変化をふまえ、ヘルスケア・QOLの向上および地域活性化における役割を拡大

社会教育（士等）の視点

- 各地域において従業員のなかに地域とのつながりが強い人材がいることで、生命保険会社が行なっている**地域交流・活性化の取り組み**の補完機能を期待
- 例えば、スポーツ応援等を通じた**地域住民の交流**や、**暮らしやすさを向上**させる、公民館での講座の開催、金融・保険教育、行政サービスの案内等

具体的取組・活動

- **民間企業のノウハウや健康分野の知見**を活かして、公民館で住民向け講座の開催（全国公民館連合会と連携した「MY定期講座」）。地域住民が**主体的に楽しく学べ**、体験活動を通じて「**自分ごと化**」できる内容を提供

- 住民の生活課題を確認し、最適な行政サービスをご案内
- 地域の小学生・中学生等に対する金融・保険の出張授業の実施
- 産官学連携による地域課題の解決に向けた取組みへの参画



社会教育士特設サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html

社会教育人材ネットワーク（試行）について

実施期間

令和5年7月6日（木）～
令和6年3月29日（金）

対象者

- 令和2年度以降に社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了した社会教育士
- 令和5年度に社会教育主事の職にある者
- 人的ネットワークの構築及び運用に関して知識・経験を有する者その他事務局が依頼した者

参加者

社会教育士	社会教育主事	その他	計 (令和6年2月末現在)
52人	29人	27人	108人

その他には、一部科目指定講習を受けていない社会教育主事有資格者6人を含む

これまでの取組

- ・コミュニケーションツール(slack)を用いた参加者間の双方向のコミュニケーション
- ・ネットワークへの参加者(社会教育主事、社会教育士)からのヒアリング（計14人からヒアリング）

期待される機能

- ・研修情報などの情報提供
- ・行政機関の施策や事業の実施に当たっての協力依頼
- ・地域に関する具体事例の共有など経験交流
- ・イベント開催や個別相談に当たっての協力依頼
- ・トピックごとに関する具体事例の共有など経験交流

今後の方向性

全国規模のネットワーク

- ・都道府県・政令市の主事が集まる場の充実
- ・交流会等ネットワーク形成の機会の提供

地域単位のネットワーク

- ・域内の社会教育士の情報把握
- ・技術的な助言や指導による支援のための域内での研修や交流

「同窓会型」のネットワーク

- ・イベント開催や個別相談など機動的な交流
- ・国や自治体のネットワークとの連携